

別記1

事業用操縦士陸上多発タービン機資格取得訓練業務委託仕様書

1 総則

(1) この仕様書は、令和8年度事業用操縦士陸上多発タービン機資格取得訓練業務の委託に適用する。

(2) 委託業務契約の基準

本契約に適用する基準は、次のとおりとする。

ア 航空法、同施行令、同施行規則

イ 操縦士実地試験実施基準及び同実施細則

ウ 航空従事者技能証明等に関する事務処理要領

エ 電波法、同施行令、同施行規則

2 取得する資格

事業用操縦士陸上多発タービン機（回転翼航空機）

3 訓練生

島根県警察の警察官1名（33歳、男性、事業用操縦士陸上単発タービン機（回転翼航空機）保有）

4 契約期間

(1) 契約締結日から令和9年3月31日までの間

(2) 操縦訓練実施日は、原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除くが、訓練の進捗状況により、委託者が必要と認める場合には実施日とすることができる。

5 業務履行場所

受託者の事業所内に所在する訓練施設を基地として訓練を実施する。

6 業務内容

(1) 学科教育

40時間とする。

技能証明取得に必要な航空法施行規則別表第三に定める内容以上とし、操縦士実地試験実施細則「事業用操縦士（1人で操縦できる回転翼航空機）」（以下「細則」という。）の口述試験及び実技試験に必要な知識について教育すること。

(2) 操縦訓練

35時間とする（実地試験での飛行時間を含む）。

訓練は全て回転翼航空機（陸上多発タービン機：アグスタ式A109E型機）で行い、技能証明取得に必要な航空法施行規則別表第三に定める内容を満たすもので、細則の実技試験に必要な項目を含むこと。

十分な知識及び技能を有する担当の操縦教員を指定すること。

実地試験に合格後に残時間がある場合は、訓練生が不得手な科目を含む飛行訓練を実施すること。

- (3) その他資格取得に有効な教育訓練

7 教材

受託者が、本業務に必要と認める教材を用意し、訓練生に配布すること。

また、訓練生が必要とする資料については、カラーコピーを含め、これに応えること。

8 費用の負担

以下の費用は、受託者の負担とする。

- (1) 学科教育費
- (2) 操縦訓練費、実地試験受験申込、実地試験受験、技能証明取得に関する費用
- (3) 教材費
- (4) 契約期間中における機体、搭乗者及び第三者賠償に係る保険料
- (5) 訓練期間中における訓練生の宿泊場所の提供
- (6) その他国土交通省への各種調整、手続等に関する費用

9 提出書類

受託者は、次のとおり委託者に提出するものとする。

- (1) 訓練計画書 1部（本契約締結後 15 日以内）
- (2) 月間訓練結果 1部（翌月 20 日まで。）
- (3) 訓練終了報告書 1部

10 業務の完了

受託者は、訓練生に対して 40 時間の学科教育、35 時間の操縦訓練を実施、実地試験を受験させることをもって業務完了とする。

11 その他

- (1) 航空法等の改正又は、国土交通省航空局の指導等に変更があった場合は、その都度適正に対処すること。
- (2) 国土交通大臣に対する申請、その他各種手続の代行等は、受託者が行うこと。
- (3) 天候不順又は航空局の日程等により練習計画に変更が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、承認を得ること。
- (4) 学科及び実地の教育に関しては反復練習を行い、訓練生の質疑に対応するなど誠意を持って行うこと。

また、訓練生の体調に留意し無理が生じないよう訓練計画の策定及び訓練を行うこと。

- (5) 操縦訓練に使用する機材は、有効な耐空証明を受け、確実な点検整備を行うこと。
- (6) 訓練中は感染症予防対策を徹底すること。
- (7) 暴力団排除措置

受託者は、島根県暴力団排除条例（平成 22 年島根県条例第 49 号）、島根県物品調達

及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。

(8) 本契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して決定するものとする。